

定 款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社 Speee と称し、英文では、Speee, Inc.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）インターネット及び情報端末機器を利用した情報処理及び情報提供
- （2）インターネットのホームページの企画立案、制作及び運営
- （3）アプリケーションの企画立案、制作及び運営
- （4）ソフトウェアの企画、開発及び販売
- （5）ウェブマーケティングにかかわるコンサルティング及び関連する業務の受託
- （6）広告代理店業
- （7）不動産の売買・賃貸及び仲介業
- （8）不動産の有効活用のための企画及びコンサルティング
- （9）リフォーム関連事業
- （10）介護サービス関連事業
- （11）仮想通貨交換業務
- （12）人材関連事業
- （13）ヘルスケア関連事業
- （14）貸金業
- （15）前各号に関連するコンサルティング
- （16）前各号に附帯又は関連する一切の業務

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- （1）取締役会
- （2）監査等委員会
- （3）会計監査人

第5条（公告の方法）

当会社の公告方法は、電子公告により行う。但し、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、3,484万株とする。

第7条（自己株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）取得請求権付株式の取得を請求する権利
- （3）募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する取扱及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

当会社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

第13条（招 集）

定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、招集する。

第14条（招集権者及び議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役が招集する。

代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、代表取締役が議長となる。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第18条（議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条（取締役の員数）

当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

第 21 条（取締役の任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 22 条（代表取締役及び役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から必要に応じて取締役社長 1 名、取締役会長 1 名及び、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、議長となる。代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会を招集するものは、必要に応じて取締役に対して取締役会の招集通知を発する。

第 25 条（重要な業務執行の委任）

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条（取締役会の決議の省略）

当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名する。

第 29 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 31 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、取締役会の決議によって、賠償責任額から法令の定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金二百万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 32 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 33 条（監査等委員会の招集権者）

監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

第 34 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 35 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 36 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名押印若しくは記名押印又は電子署名をする。

第 6 章 会計監査人

第 37 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 38 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 39 条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第 40 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

第 41 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 42 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

2. 当会社の中間配当を行う場合の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第 43 条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。

第 8 章 附 則

第 44 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、第 14 期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生じる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 14 期定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

第 45 条（定款に定めのない事項）

本定款に定めのない事項は、全て会社法その他の関係法令の定めるところによる。

2007 年 11 月 21 日 制定

2009 年 3 月 30 日 改定

2009 年 9 月 30 日 改定

2011 年 9 月 30 日 改定

2017 年 12 月 15 日 改定

2018 年 3 月 27 日 改定

2019 年 3 月 7 日 改定

2019 年 3 月 8 日 改定

2019 年 9 月 1 日 改定

2019 年 12 月 24 日 改定

2020 年 2 月 4 日 改定

2020 年 12 月 18 日 改定

2021 年 12 月 17 日 改定